

新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟市人事委員会委員長 平石 直樹

新潟市人事委員会訓令第1号

新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を改正する規程
新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程（平成19年新潟市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第30条、第31条第1項及び第32条に規定する提示（他の名簿からの附加提示を除く。）及び通知」を「第29条に規定する提示」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。